

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(200)	島小さけ定第18号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(201)	島底さけ定第19号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(202)	島底さけ定第20号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(203)	島小さけ定第21号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(204)	島底さけ定第22号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年2月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 石狩後志海区漁場計画変更案の作成に係る内容

石狩後志海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10852号）に上記1の(1)～(204)に掲げる定置漁業を加える

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	石さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(2)	石さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(3)	石さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。
(4)	石さけ定第4号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(5)	石さけ定第5号	(4) 8月17日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(6)	石さけ定第6号	(5) 9月1日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(7)	石さけ定第7号	(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。
(8)	石さけ定第8号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(9)	石さけ定第9号	
(10)	石さけ定第10号	
(11)	石さけ定第11号	
(12)	石さけ定第12号	
(13)	石さけ定第13号	
(14)	石さけ定第14号	
(15)	石さけ定第15号	
(16)	小樽さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(17)	小樽さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(18)	小樽小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(19)	小樽小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(20)	小樽小さけ定第3号	
(21)	小樽小さけ定第4号	
(22)	小樽小さけ定第5号	
(23)	小樽小さけ定第6号	
(24)	小樽小さけ定第7号	
(25)	小樽小さけ定第8号	
(26)	小樽小さけ定第9号	
(27)	小樽小さけ定第10号	
(28)	小樽小さけ定第11号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(29)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(30)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	
(31)	余さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(32)	余さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桀長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(33)	余小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(34)	余小さけ定第2号	
(35)	余小さけ定第3号	
(36)	余小さけ定第4号	
(37)	余小さけ定第5号	
(38)	余小さけ定第6号	
(39)	余小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(40)	美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月4日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	美小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(42)	古小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(43)	古小さけ定第2号	
(44)	古小さけ定第3号	
(45)	古小さけ定第4号	
(46)	古小さけ定第5号	
(47)	古小さけ定第6号	
(48)	古小さけ定第7号	
(49)	古小さけ定第8号	
(50)	古小さけ定第9号	
(51)	古小さけ定第10号	
(52)	古小さけ定第11号	
(53)	古小さけ定第12号	
(54)	古小さけ定第13号	
(55)	古小さけ定第14号	
(56)	古小さけ定第15号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(57)	神小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(58)	神底さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(59)	神底さけ定第3号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(60)	神底さけ定第4号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(61)	神底さけ定第5号	
(62)	神底さけ定第6号	
(63)	神小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(64)	神底さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(65)	神底さけ定第9号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(66)	神底さけ定第10号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(67)	盃ほっけ・まぐる・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(68)	盃ほっけ・まぐる・さけ定第2号	(2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(69)	盃底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(70)	盃底さけ定第2号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(71)	盃底さけ定第3号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(72)	泊小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(73)	泊小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(74)	泊底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(75)	泊小さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(76)	泊小さけ定第5号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(77)	泊底さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(78)	泊底さけ定第7号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(79)	泊底さけ定第8号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(80)	泊小さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(81)	泊底さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(82)	泊底さけ定第11号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(83)	泊底さけ定第12号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(84)	泊小さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(85)	泊底さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(86)	泊底さけ定第15号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(87)	岩底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(88)	岩小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(89)	岩底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(90)	岩底さけ定第4号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(91)	岩底さけ定第5号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(92)	岩底さけ定第6号	
(93)	岩小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	岩底さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(95)	岩底さけ定第9号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(96)	岩小さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(97)	岩底さけ定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(98)	岩小さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(99)	岩底さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(100)	岩底さけ定第14号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(101)	岩底さけ定第15号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(102)	岩底さけ定第16号	
(103)	岩底さけ定第17号	
(104)	岩底さけ定第18号	
(105)	岩底さけ定第19号	
(106)	岩底さけ定第20号	
(107)	岩底さけ定第21号	
(108)	岩小さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(109)	岩底さけ定第23号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(110)	岩底さけ定第24号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(111)	岩底さけ定第25号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(112)	岩底さけ定第26号	
(113)	岩底さけ定第27号	
(114)	岩底さけ定第28号	
(115)	岩底さけ定第29号	
(116)	岩底さけ定第30号	
(117)	岩底さけ定第31号	
(118)	岩小さけ定第32号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(119)	岩底さけ定第33号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(120)	岩底さけ定第34号	
(121)	岩底さけ定第35号	
(122)	岩底さけ定第36号	
(123)	岩底さけ定第37号	
(124)	岩底さけ定第38号	
(125)	岩小さけ定第39号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(126)	岩底さけ定第40号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(127)	岩小さけ定第41号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(128)	岩底さけ定第42号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(129)	岩底さけ定第43号	
(130)	岩小さけ定第44号	
(131)	岩小さけ定第45号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(132)	岩小さけ定第46号	
(133)	岩小さけ定第47号	
(134)	岩底さけ定第48号	
(135)	岩小さけ定第49号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(136)	寿ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(137)	寿ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	
(138)	寿底さけ定第1号	
(139)	寿小さけ定第2号	
(140)	寿底さけ定第3号	
(141)	寿底さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(142)	寿小さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(143)	寿小さけ定第6号	
(144)	寿底さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(145)	寿底さけ定第8号	
(146)	寿底さけ定第9号	
(147)	寿底さけ定第10号	
(148)	寿小さけ定第11号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(149)	寿小さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(150)	寿小さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(151)	寿小さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(152)	寿小さけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(153)	寿小さけ定第16号	
(154)	寿小さけ定第17号	
(155)	寿小さけ定第18号	
(156)	寿小さけ定第19号	
(157)	寿小さけ定第20号	
(158)	寿小さけ定第21号	
(159)	寿底さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(160)	寿小さけ定第23号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(161)	寿底さけ定第24号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(162)	寿小さけ定第25号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(163)	寿底さけ定第26号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(164)	寿小さけ定第27号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(165)	寿底さけ定第28号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(166)	寿底さけ定第29号	
(167)	寿底さけ定第30号	
(168)	寿底さけ定第31号	
(169)	寿底さけ定第32号	
(170)	寿小さけ定第33号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(171)	寿底さけ定第34号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(172)	寿底さけ定第35号	
(173)	寿底さけ定第36号	
(174)	寿小さけ定第37号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(175)	寿底さけ定第38号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(176)	寿底さけ定第39号	
(177)	寿底さけ定第40号	
(178)	寿底さけ定第41号	
(179)	寿底さけ定第42号	
(180)	寿底さけ定第43号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(181)	寿小さけ定第44号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(182)	島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(183)	島底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(184)	島小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(185)	島底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(186)	島底さけ定第4号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(187)	島底さけ定第5号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(188)	島底さけ定第6号	
(189)	島底さけ定第7号	
(190)	島底さけ定第8号	
(191)	島底さけ定第9号	
(192)	島底さけ定第10号	
(193)	島底さけ定第11号	
(194)	島底さけ定第12号	
(195)	島底さけ定第13号	
(196)	島底さけ定第14号	
(197)	島底さけ定第15号	
(198)	島底さけ定第16号	
(199)	島底さけ定第17号	
(200)	島小さけ定第18号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(201)	島底さけ定第19号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(202)	島底さけ定第20号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(203)	島小さけ定第21号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(204)	島底さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。